

議案第 10 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 16 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市就学援助費の新入学児童・生徒学用品費を変更するため、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 6 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表（2）新入学児童・生徒学用品費項中「19,900 円」を「40,600 円」に、同項中「22,900 円」を「47,400 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

小城市就学援助規則（平成17年小城市教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）					
種類	金額		支給対象者	備考	種類	金額		支給対象者	備考
	小学校	中学校				小学校	中学校		
略					略				
(2) 新入学児童・生徒学用品費	19,900円	22,900円	小学1年、中学1年で4月認定者に限る。		(2) 新入学児童・生徒学用品費	40,600円	47,400円	小学1年、中学1年で4月認定者に限る。	